

特定化学物質

区分	禁 止 物 質			10			
	特定化学物質等	第 1 類 物 質		7		6	特別管理物質 21
		第 2 類 物 質	管 理 第 2 類 物 質	14		4	
			オ ー ラ ミ ン 等	2	特定第2類物質等 22	2	
			特 定 第 2 類 物 質	20		9	
		第 3 類 物 質		9		第3類物質等 29	

- ・製造禁止物質（10物質）
- ・第1類物質 製造許可を必要とする（7物質）
塩化ビフェニル（PCB）以外6物質は特別管理物質
- ・第2類物質 発散源を密閉し又は局所排気装置をつけ、慢性障害を予防する（36物質）
特定第2類物質（設備は密閉式）（20物質）
オーラミン等（ ）（2物質）
管理第2類物質（密閉式は不要）（14物質）
- ・第3類物質 一定の設備基準が必要。特殊健診は必要ないが、汚染があれば緊急健診が必要。
急性障害予防（9物質）
- ・特別管理物質
発癌性が疑われ厳しい管理が必要（21物質）
第1類（6物質）（PCB以外）
第2類（15物質）管理第2類物質（4物質）
オーラミン等（2物質）、特定第2類物質（9物質）
- ・第3類物質等 特定第2類物質（20物質）、第3類物質（9物質）
- ・特定第2類物質等 オーラミン等（2物質）、特定第2類物質（20物質）

9. 四アルキル鉛による障害の予防



四アルキル鉛による健康障害の予防対策はどのように進めたらよいでしょうか。



四アルキル鉛は、四アルキル鉛中毒予防規則の適用を受けるほか、毒物及び劇物取締法の特定毒物でもある毒性の強い物質でわが国でも、過去に四アルキル鉛の取扱いに従事した労働者が十分な防護をしてなかったため、中毒死した事例もあります。
現在我が国では、小型プロペラ機、レーシングカー等のための特殊ガソリンを製造する場合に、注入されるだけであり、自動車用ガソリンにはほとんど使用されていません。

1 四アルキル鉛等業務の防護措置

四アルキル鉛等業務（四アルキル鉛等業務）について中毒防止のための講ずべき措置が業務ごとに述べられています。一般的に四アルキル鉛等の業務を行う場合は、十分に身体汚染に対する防護措置をし、通風の不十分な場所では送風マスクを着用し、通風のよい場所では有機ガス用防毒マスクを用意して作業を行うこととされています。

2 洗身

四アルキル鉛等業務の終了後すみやかに、業務に従事した労働者は洗身しなければなりません。ただし研究業務やドラムがみ取り業務のような少量の四アルキル鉛等の作業後は、汚染のない場合は石けんによる手洗いでよいことになります。万が一作業中に四アルキル鉛に身体が汚染された場合には、直ちに5%過マンガン酸カリ溶液をボロ切れにつけて、汚染部位を十分ふき取り、洗浄用灯油及び石けんでその部分を洗います。その後更に入浴して全身を石けんで洗います。身体汚染がないと思う場合でも、用心のため入浴、全身を石けんで洗います。

洗身用の5%過マンガン酸カリ溶液、灯油、石

けんは作業場に準備しておきます。

3 その他の注意事項

(1) 作業者について

四アルキル鉛は甘いようなにおいがあり、また自動車用加鉛ガソリンは橙色に、航空機用ガソリンは赤色又は緑色に染められていますが、四アルキル鉛のにおいや色を判別できない者については、漏洩事故等の警戒を察知できないおそれがあるため、産業医は十分な配慮が必要です。

(2) 保護具について

四アルキル鉛は着色しますので、保護具は汚染を知るのに好都合な白色のものを使うのがよいでしょう。

(3) 作業時間について

送気マスクや防毒マスクを使用する作業（混入作業、タンク内作業、非汚染除去作業等）の場合は、交替制をとり、ばく露時間を短縮するのがよいでしょう。

(4) 薬品等の備付けについて

四アルキル鉛等業務を行う作業場所には身体の汚染除去のための5%過マンガン酸カリ溶液及び石けん等のほか、次の薬品等を備え付けなければなりません。

1 洗眼液（生食食塩水、1～2%ほう酸水等）

これらは眼に四アルキル鉛等が入った場合洗い出すのに用います。

2 吸着剤（微炭末、珪酸アルミニウム製剤、活性白土等）

これらは誤飲した四アルキル鉛等を吐き出させた後に服用させ、胃洗浄をするためのものです。

3 救急薬Ca-EDTA等

4 除毒剤及び活性白土その他の拡散防止材

5 鉄、セメント、その他の補修材

〔化学物質調査課〕

参考)

特定化学物質の分類と措置内容

第1類物質 (7種)	PCB ジクロルベンジジン、ベリリウム等			▶製造許可 ▶密閉式、局排設置他	○作業主任者	○作業環境測定	○特殊健診(ホルムアルデヒド、エチレンオキシド除く)
第2類物質 (43種)	特定第2類物質 塩化ビニル、ベンゼン、塩素、シアン化水素、臭化メチル等	特別管理物質 管理第2類物質 クロム酸、コールタール、シアン化カリウム、カドミウム、水銀、等	エチルベンゼン等 オースラミン等	掲示・作業記録 測定記録の 30年保存 ▶密閉式、局排装置、全体換気 ▶床・立入禁止 他			
第3類物質 (8種)	アンモニア、一酸化炭素、塩化水素 硫酸、フェノール 等			大量漏えい防止 (特定化学設備)		不要	不要

(4) 特定化学物質障害予防規則

[illegible]

- (注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。
2 「局排の性能」の欄中、数字は「厚生労働大臣が定める値」（空気1㎡当りに占める重量、容積）を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/sec.、粒子状の物質は1.0m/sec.である。
3 「作業環境測定」および「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。
4 両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。

その1

7	1	2	3	3の2	3の3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	13の2	14	15	16	17	
ベンゾトリクロリド	アクリルアミド	アクリロニトリル	アルキル水銀化合物	インジウム化合物	エチルベンゼン	エチレンイミン	エチレンオキシド	塩化ビニル	塩素	オーラミン	オルトフタロジニトリル	カドミウム及びその化合物	クロム酸及びその塩	クロロメチルメチルエーテル	五酸化バナジウム	その無機化合物 コバルト及び	コールタール	酸化プロピレン	シアン化カリウム	シアン化水素	
○	○	○			○	○	○	○	○					○				○		○	
			○	○	○					○		○	○		○	○	○		○		
	○	○				○	○	○	○					○				○		○	
○				○	○	○	○	○		○			○	○		○	○	○		○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3年								4年					4年				5年				
○	○	○			第38条の8により有機則の適用	○	○	○	○	○				○				○		○	
	○	○				○	○	○	○	○					○				○		○
	○	○				○	○	○	○	○					○				○		○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○					○				○		○
	○	○	○	○		○	○	○	○	○					○				○		○
0.05 cm ²	0.3 mg	2cm ²	0.01 mg	制		0.05 cm ²	1.8mg 又は 1cm ²	2 cm ²	0.5cm ²	制	0.01 mg	0.05 mg	0.05 mg	制	0.03 mg	0.02 mg	0.2 mg	2cm ²	3 mg	3cm ²	
	○			○						○	○	○	○		○	○	○		○		
			○																○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	3	3	3	30	30	30	30	30	3	30	3	3	30	30	3	30	30	30	3	3	
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	
30	3	3	3		30	30	30	30	3		3	3	30		3	30	30	30	3	3	
0.05 ppm	0.1 mg/m ²	2 ppm	0.01 mg/m ²		20 ppm	0.05 ppm	1 ppm	2 ppm	0.5 ppm		0.01 mg/m ²	0.05 mg/m ²	0.05 mg/m ²		0.03 mg/m ²	0.02 mg/m ²	0.2mg/m ² ベンゼン 可溶性成分として	2 ppm	3 mg/m ²	3 ppm	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○					○	○	○	○	○	○				○				○		○	
○	○	○	○	○	有機則		※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	5	5	5	30	30	30	5	30	5	30	5	5	30	30	5	30	30	30	5	5	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	

- 5 定期健康診断の○印は6月以内ごとに1回行う。ただし*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。
- 6 ①両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること（これについては、石綿を製造し、または取り扱う業務以外の周辺業務の場合も含む。）、②石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修、除去の作業、石綿等の吹付けの作業または石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破碎等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石

法令		規制内容		令区分																							
				物質名	18	19	19の2	19の3	20	21	22	23	23の2	24	25	26	27	27の2	28								
区分	特定化学物質	禁止物質	シアン化ナトリウム	3・3'・ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン	1・2-ジクロロプロパン	1・1-ジメチルヒドラン	臭化メチル	重クロム酸及びその塩	水銀及びその無機化合物	トリレンジイソシアネート	ニッケル化合物	ニッケルカルボニル	ニトログリコール	ベンゼン	パラニトロクロルベンゼン	砒素及びその化合物	弗化水素										
		第1類物質		○		○	○			○		○			○	○		○									
		特定第2類物質			○						○		○														
		エチルベンゼン等																									
		オーラミン等																									
		管理第2類物質	○						○	○			○		○			○									
労働安全衛生法	特定化学物質	第3類物質																									
		第3類物質等		○		○	○				○				○	○		○									
		特別管理物質		○	○	○	○		○		○	○			○	○		○									
		製造等の禁止																									
		製造の許可																									
		表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
		労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
		健康管理手帳			○			○									○										
		対象要件			注7				4年									5年									
		特定化学物質障害予防規則	特定化学物質	第1類物質の取扱い設備		○		第38条の8により有機則の適用																			
特定第2類物質に密閉式				○		○	○			○		○		○	○	○	○	○									
等製造等に局排				○		○	○			○		○		○	○	○	○	○									
に係る設備				○		○	○			○		○		○	○	○	○	○									
特定第2類物質に密閉式	○			○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○									
又は管理第2類局排	○			○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○									
物質に係る設備	○			○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○									
7 局排の性能	3mg			制		0.01cm ³	1cm ³	0.05mg	0.025mg	0.05cm ³	0.1mg	0.001cm ³ 又は0.001cm ³	0.05cm ³	制	0.6mg	0.003mg	0.5cm ³										
9 用後処理装置の設置																											
12 除じん排ガス	○			○																							
12 排液	○																										
12 残さい物処理	○																										
21 ばら等の処理	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
24 漏えいの防止				○		○	○			○		○		○	○	○	○	○									
25 床の構造	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
27 立入り禁止の措置	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
27 容器等	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
36 特定化学物質作業主任者の選任	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
36 作業環境の実測	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
36 測定記録の保存	3			30	30	30	3	30	3	3	30	30	3	30	3	30	3	3									
36 作業環境測定の実施	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
36 結果の評価	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
36 記録の保存	3			30	30	30	3	30	3	3	30	30	3	30	3	30	3	3									
36 2 管 理 濃 度	3			0.005	10	0.01	1	0.05	0.025	0.005	0.1	0.001	0.05		0.6	0.003	0.5										
37 単位	mg/m ³	mg/m ³	ppm	ppm	ppm	mg/m ³	mg/m ³	ppm	mg/m ³	ppm	ppm		mg/m ³	mg/m ³	ppm												
38 休 憩 室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
38 洗 浄 設 備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
38の2 喫煙等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
38の3 掲 示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
38の4 作 業 記 録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
39 第22条の2 特 別 規 定			有機則		○																						
39 雇入、定期	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
40 健康診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
40 配転後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
42 記録の保存	5	30	30	30	5	30	5	5	30	30	5	30	5	30	5	5											
42 緊急診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
53 記録の報告	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											

- 綿等の粉じんばく露した日から10年以上を経過していること、③石棉等を取り扱う作業(②の作業を除く)に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。
- 7 屋内作業場等における印刷機その他の設備の清掃の業務に3年以上従事した経験を有すること。
- 8 ※のエチレンオキッド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断はないが、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。

										その他												
29	30	31	31の2	32	33	34	35	36	1	2	3	4	5	6	7	8	ア	硫	1・	他	硫	1・
ベータープロピオラクトン	ベンゼン	及びそのナトリウム塩 ペンタクロロフェノール	ホルムアルデヒド	マゼンタ	マンガン及びその化合物	沃化メチル	硫化水素	硫酸ジメチル	アンモニア	一酸化炭素	塩化水素	硝酸	二酸化硫黄	フェノール	ホスゲン	硫酸	ア	硫	1・	他	硫	1・
○	○		○			○	○	○														
				○																		
		○			○																	
○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
○	○		○	○																		
○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○			○	○		○
		○	○			○	○	○											○	○		○
○	○		○	○		○	○	○														◆
○	○		○	○		○	○	○														
○	○	○	○		○	○	○	○											◆	◆	◆	
○	○	○	○		○	○	○	○											◆	◆	◆	
○	○	○	○		○	○	○	○											◆	◆	◆	
制	1 cm ³	0.5 mg	0.1 cm ³	制	0.2 mg	2 cm ³	1 cm ³	0.1 cm ³											制	0.005 cm ³	制	
		○		○	○		○	○														
		○					○	○				○	○			○			○			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆
30	30	3	30	30	3	3	3	3														
○	○	○	○		○	○	○	○														
30	30	3	30		3	3	3	3														
0.5 ppm	1 ppm	0.5 mg/m ³	0.1 ppm		0.2 mg/m ³	2 ppm	1 ppm	0.1 ppm														
○	○	○	○	○	○	○	○	○														
○	○	○	○	○	○	○	○	○														
○	○	○	○	○	○	○	○	○														
○	○		○	○															◆	◆	◆	◆
○	○		○	○															◆	◆	◆	◆
○	○	○	※	○	○	○	○	○														
30	30	5	5	30	5	5	5	5														
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			◆	◆	◆	◆
○	○		○	○																		

- 9 エチルベンゼン、コバルト及びその無機

表 5-1 特化則適用上の区分

		特定化学物質の 名称	適用 令別表第3 第1号8	適用除外 別表第1 特化則 別表第2 特化則		特化則上の分類												
						A	B	C	D	D ₂	E	F	G	H	I	J	K	L
						(第2条第7号) 特定化学物質 (第2条第1号) 第1類物質 (第2条第2号) 第2類物質 (第2条第3号) 特定第2類物質 (第4条第1項) オーラミン等 (第2条第4号) エチルベンゼン等 (第2条第3号の2) 特定第2類物質 (第2条第5号) 管理第2類物質 (第2条第6号) 第3類物質 (第13条) 第3類物質等 (第38条の3) 特別管理物質 (第5条第1項) 臭化メチル等 (第36条第3項) クロム酸等												
第1類物質	1	ジクロロベンジン及びその塩	1%超			○	○								○			
	2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	1%超			○	○								○			
	3	塩素化ビフェニル(別名 PCB)	1%超			○	○											
	4	オルト-トリジン及びその塩	1%超			○	○								○			
	5	ジアニシジン及びその塩	1%超			○	○								○			
	6	ベリリウム及びその化合物	1%超 (合金は3%超)			○	○								○			
	7	ベンゾトリクロリド	0.5%超			○	○								○			
第2類物質	1	アクリルアミド		1%以下		○		○	○			○			○			
	2	アクリロニトリル		1%以下		○		○	○			○			○			
	3	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基またはエチル基)		1%以下		○		○					○					
	3の2	インジウム化合物		1%以下		○		○					○			○		
	3の3	エチルベンゼン		1%以下		○		○		○					○			
	4	エチレンイミン		1%以下		○		○	○			○			○	○		
	5	エチレンオキシド		1%以下		○		○	○			○			○	○	○	
	6	塩化ビニル		1%以下		○		○	○			○			○	○		
	7	塩素		1%以下		○		○	○			○			○			
	8	オーラミン		1%以下		○		○			○	○				○		
	9	オルト-フタロジニトリル		1%以下		○		○					○					
	10	カドミウム及びその化合物		1%以下		○		○					○					
	11	クロム酸及びその塩		1%以下		○		○					○			○	○	
	12	クロロメチルメチルエーテル		1%以下		○		○	○			○			○	○		
	13	五酸化バナジウム		1%以下		○		○					○					
	13の2	コバルト及びその無機化合物		1%以下		○		○					○			○		
	14	コールタール		5%以下		○		○					○			○		
	15	酸化プロピレン		1%以下		○		○	○			○			○	○	○	
	16	シアン化カリウム		5%以下		○		○					○					
	17	シアン化水素		1%以下		○		○	○			○			○		○	
	18	シアン化ナトリウム		5%以下		○		○					○					
	19	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		1%以下		○		○	○				○			○	○	

(「特化則上の分類」の欄の A～L の記号は本章の説明のため便宜的に付したものである)

		特定化学物質の 名称	適用 令別表第3 第1号8	適用除外 別表第1 特化則 別表第2 特化則	特化則上の分類												
					A	B	C	D	D ₂	E	F	G	H	I	J	K	L
					(第2条第7号) 特定化学物質	(第2条第1号) 第1類物質	(第2条第2号) 第2類物質	(第2条第3号) 特定第2類物質	(第2条第3号の2) エチルベンゼン等	(第2条第4号) オーラミン等	(第4条第1項) 特定第2類物質等	(第2条第5号) 管理第2類物質	(第2条第6号) 第3類物質	(第13条) 第3類物質等	(第38条の3) 特別管理物質	(第5条第1項) 臭化メチル等	(第36条第3項) クロム酸等
第2類物質	19 の2	1・2-ジクロロプロ パン		1%以下	○		○		○					○			
	19 の3	1・1-ジメチルヒド ラジン		1%以下	○		○	○			○		○	○			
	20	臭化メチル		1%以下	○		○	○			○		○		○		
	21	重クロム酸及びそ の塩		1%以下	○		○				○			○		○	
	22	水銀及びその無機 化合物(硫化水銀 を除く)		1%以下	○		○				○						
	23	トリレンジイソシ アネート		1%以下	○		○	○			○		○				
	23 の 2	ニッケル化合物 (ニッケルカルボ ニルを除き、粉状 の物に限る)		1%以下	○		○				○			○			
	24	ニッケルカルボニル		1%以下	○		○	○			○		○	○			
	25	ニトログリコール		1%以下	○		○				○						
	26	パラ-ジメチルア ミノアゾベンゼン		1%以下	○		○	○			○		○	○			
	27	パラ-ニトロクロ ルベンゼン		5%以下	○		○	○			○		○				
	27 の 2	砒素及びその化合 物(アルシン及び砒 化ガリウムを除く)		1%以下	○		○				○			○			
	28	弗化水素		5%以下	○		○	○			○		○				
	29	ペーケ-プロピオ ラクトン		1%以下	○		○	○			○		○	○			
	30	ベンゼン		1%以下 (容量)	○		○	○			○		○	○			
	31	ペンタクロルフェ ノール(別名PCP)及 びそのナトリウム塩		1%以下	○		○				○						
	31 の2	ホルムアルデヒド		1%以下	○		○	○			○		○	○	○		
	32	マゼンタ		1%以下	○		○			○	○			○			
	33	マンガン及びその 化合物(塩基性酸 化マンガンを除く)		1%以下	○		○				○						
	34	沃化メチル		1%以下	○		○	○			○		○				
	35	硫化水素		1%以下	○		○	○			○		○				
	36	硫酸ジメチル		1%以下	○		○	○			○		○				
第3類物質	1	アンモニア		1%以下	○							○	○				
	2	一酸化炭素		1%以下	○							○	○				
	3	塩化水素		1%以下	○							○	○				
	4	硝酸		1%以下	○							○	○				
	5	二酸化硫黄		1%以下	○							○	○				
	6	フェノール		5%以下	○							○	○				
	7	ホスゲン		1%以下	○							○	○				
	8	硫酸		1%以下	○							○	○				

表5-1 特化則適用上の区分（続き）

特定化学物質の 名称	適用 令別表第3 号8	適用除外 別表第1 号1 別表第2 号2	特化則上の分類												
			A	B	C	D	D ₂	E	F	G	H	I	J	K	L
			特定化学物質 (第2条第7号)	第1類物質 (第2条第1号)	第2類物質 (第2条第2号)	第2類物質 (第2条第3号)	特定第2類物質 (第2条第3号の2)	エチルベンゼン等 (第2条第4号)	オーラミン等 (第4条第1項)	特定第2類物質等 (第2条第5号)	管理第2類物質 (第2条第6号)	第3類物質 (第13条)	第3類物質等 (第38条の3)	特別管理物質 (第5条第1項)	臭化メチル等 (第36条第3項)
その他	1,3-ブタジエン等	1%を超えるもの	製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に適用される（特化則第38条の17）。												
	硫酸ジエチル等	1%を超えるもの	触媒として取り扱う作業に適用される（特化則第38条の18）。												
	1,3-プロパンスルホン等	1%を超えるもの	製造し、又は取り扱う作業に適用される（特化則第38条の19）。												
(注) 1 「適用」・「適用除外」欄は「ベンゼン」は容量パーセント、ベンゼン以外は重量パーセントである。 2 「適用」の欄は、「○○超」、「適用除外」の欄は、「△△以下」と表示されているが、令別表第3第1号8には「○○を超えて含有する製剤その他のもの」と規定されており、一方、特化則別表第1及び第2には「・・・、ただし、□□の含有量が・・・△△以下のものを除く」と規定されるため表現を異にしたものである。要するに当該物質または当該物質を表示されているパーセントを超えて含有する製剤その他のものが特化物として適用されることになる。 3 特化物の分類の中のD ₂ 、E、KおよびLは、安衛法施行令別表第3の特定化学物質の2種類以上（含有物を含めて）を総称したものである。特化則において安衛法施行令別表第3の特定化学物質（1種類）とその含有物を「○○等」として総称しているものは、次のとおり。 ① 「コバルト等」（第2条の2第1項第2号）は、コバルト又はその無機化合物とそれらのものをその重量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。 ② 「酸化プロピレン等」（第2条の2第1項第3号）は酸化プロピレンと酸化プロピレンをその重量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。 ③ 「塩素化ビフェニル等」（第3条第1項）は、塩素化ビフェニル又はその塩とそれらのものをその重量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。 ④ 「ベリリウム等」（第3条第2項）は、ベリリウム又はその化合物とそれらのものをその重量の1%（合金にあっては3%）を超えて含有している製剤その他のものの総称である。 ⑤ 「ベンゼン等」（第5条第1項）は、ベンゼンとベンゼンをその容量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。 ⑥ 「エチレンオキシド等」（第38条の12）は、エチレンオキシドとエチレンオキシドをその重量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。 4 令別表第3の特定化学物質以外の物質で第38条の17の「1,3-ブタジエン等」は、1,3-ブタジエン又は1,4-ジクロロ-2-ブテンとそれらのものをその重量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。 5 令別表第3の特定化学物質以外の物質で第38条の18の「硫酸ジエチル等」は、硫酸ジエチルをその重量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。 6 令別表第3の特定化学物質以外の物質で第38条の19の「1,3-プロパンスルホン等」は、1,3-プロパンスルホンと1,3-プロパンスルホンとをその重量の1%を超えて含有している製剤その他のものの総称である。															

④ 厚生労働大臣がその名称等を公表した化学物質（安衛法施行令第18条の3）

- 3 新規化学物質 物質の名称等が公表された化学物質（2の④）以外の化学物質（法第57条の3）
- 4 化学物質等 化学薬品（基礎化学工業薬品のみならず、それを原材料として作られる無機化合物または有機化合物）、化学薬品を含有する製剤その他のもので、労働者に健康障害を生ずるおそれのあるすべての物質（特化則第1条）
- 5 禁止物質 尿路系器官、血液、肺にがん等の腫瘍^{しゅよう}を発生させることが明らかな物質で、製造等が禁止されている物質（安衛法第55条、安衛法施行令第16条）——物質名は「9 第8章 製造許可等」参照
- 6 特定化学物質 特化則の規制対象物質で慢性もしくは急性障害、がん等の腫瘍を発生させまたはそのおそれの大きいとされる物質お

よび設備等からの漏えい防止措置を講ずべき物質（安衛法施行令別表第3、特化則第2条第1項第7号）

7 第1類物質 安衛法第56条により「製造の許可」の対象物質。

製造禁止物質と化学構造式からみて類似の物質で、尿路系器官、血液、肺にがん等の腫瘍^{しゅよう}を発生させることが疑われる物質、または難分解性物質で慢性障害をおこすおそれのある物質で、製造設備に厚生労働大臣の許可等を必要とするもの（安衛法第56条、安衛法施行令別表第3第1号、特化則第2条第1項第1号）

8 第2類物質 慢性障害またはがん等の遅発性障害の防止対策を講ずべき物質（安衛法施行令別表第3第2号、特化則第2条第1項第2号）

9 第3類物質 設備の維持管理上の措置等に伴う漏えい事故による急性障害または環境汚染を防止するための措置を講ずべき物質（安衛法施行令別表第3第3号、特化則第2条第1項第6号）

10 管理第2類物質 第2類物質のうち、特定第2類物質、エチルベンゼン等およびオーラミン等以外の物質で、慢性障害またはがん等の遅発性障害を発生するおそれのある物質（特化則第2条第1項第5号）

11 特定第2類物質 慢性障害またはがん等遅発性障害を発生するおそれのある物質で、特に漏えいに留意すべき物質（特化則第2条第1項第3号）

12 エチルベンゼン等 特化則上の「エチルベンゼン等」には、エチルベンゼンおよび1,2-ジクロロプロパン（いずれも重量の1%を超えて含有する物を含む）がある。

① エチルベンゼン：ヒトに対する発がん性が疑われる、動物実験で胎児への影響が示されている、中枢神経系への影響、気道刺激性等がある物質で、屋内作業場等において塗装業務を行う場合に管理が必要なもの（特化則第2条第1項第3号の2）

② 1,2-ジクロロプロパン：皮膚や粘膜に接触すると刺激を与える。高濃度を吸入すると肝臓、腎臓を障害し、中

中枢神経系を抑制する。長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる。屋内作業場において洗浄や払拭の業務を行う場合に管理が必要なもの（特化則第2条第1項第3号の2）

13 エチルベンゼン塗装業務 屋内作業場において、エチルベンゼンまたはエチルベンゼンを含有する物を用いて行う塗装の業務（特化則第2条の2第1号）

14 1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務 屋内作業場において、1,2-ジクロロプロパンまたは1,2-ジクロロプロパンを含有する物を用いて行う洗浄又は払拭の業務（特化則第2条の2第1号）

15 特定有機溶剤混合物 エチルベンゼンまたは1,2-ジクロロプロパンと有機溶剤を足して5%を超えて含有している製剤その他のもの（特化則第36条の5）

16 オーラミン等 尿路系器官にがん等の腫瘍^{しゅよう}を発生するおそれのある物質で、オーラミンとマゼンタ（特化則第2条第1項第4号）

17 特定第2類物質等 特定第2類物質またはオーラミン等慢性障害またはがん等遅発性障害の発生の防止を図るため、製造する設備を密閉式の構造とすべき物質（特化則第4条第1項）

18 特別管理物質 第1類物質または第2類物質のうちがん原性物質またはその疑いのある物質で、測定結果、作業の記録および健康診断結果の記録を30年間保存および有害性の揭示を講ずべき物質（特化則第38条の3）

19 第3類物質等 特定第2類物質（ガス状または液状の物）および第3類物質で設備からの漏えい事故による急性中毒または環境汚染を防止するための措置を講ずべき物質（特化則第13条）

(3) 適用の除外（第2条の2）

特化則第2条の2には、同規則全般の適用除外業務として、次の5種類の作業をあげている（特化則では①および②が同条第1項に規程されている）。

① エチルベンゼン（重量の1%を超えて含有するものを含む）については屋内作業場等における塗装の業務以外の業務

② 1,2-ジクロロプロパン（重量の1%を超えて含有するを含む）については、屋内作業場等における洗浄または払拭の業務

③ コバルトおよびその無機化合物を触媒として取り扱う業務

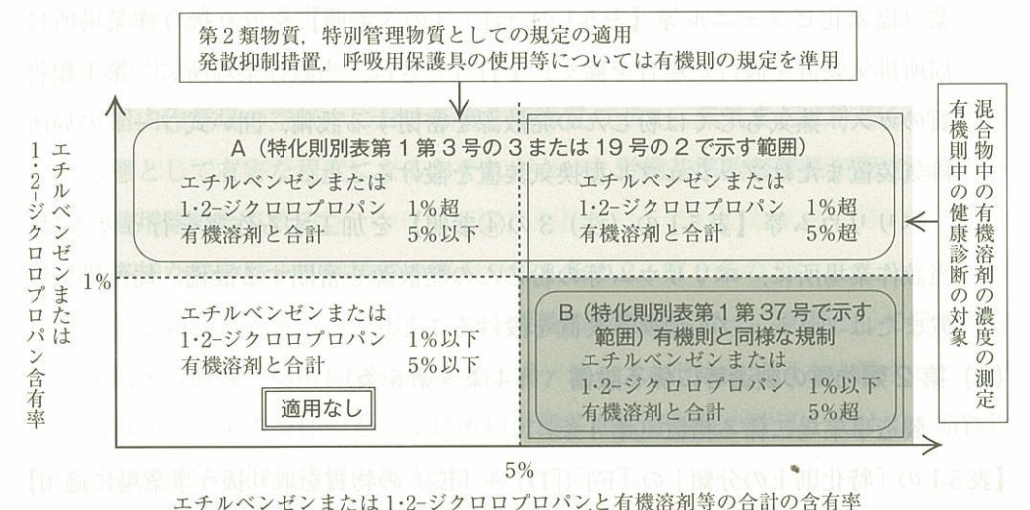
④ 屋外において酸化プロピレン等（酸化プロピレンおよび酸化プロピレンを1%を超えて含有するもの）をタンクローリー、タンカー、タンクコンテナ等から貯蔵タンクに、または貯蔵タンクからタンクローリー、タンカー、タンクコンテナ等に直結式のホースを用いて注入する業務。

⑤ 酸化プロピレン等を、貯蔵タンクから耐圧容器に直結式のホースを用いて注入する業務（第8条第1項第2号）

なお、令第6条（作業主任者を選任すべき作業）第18号、第21条（作業環境測定を行うべき作業場）第7号および第22条（健康診断を行うべき有害な業務）第1項並びに第2項中、当該規定の適用が除外される業務を定める「厚生労働省令」は、それぞれ特化則第27条第2項、第36条第4項および第39条第5項において、それぞれ本条（特化則第2条の2）であることを定めている。

(4) エチルベンゼン等に係る規制

エチルベンゼンおよび1,2-ジクロロプロパンは特化則の規制対象であるが、特化則が適用される場合と有機則が準用される場合がある。図5-2にエチルベンゼンまたは1,2-ジクロロプロパン含有物に係る規制内容の概念を示す。図5-2の「特化則別表第1第3号または第19号の2で示す範囲」については、発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制が適用されるが、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機則の規定が準用される。また、図5-2の「特化則別表第1第37号で示す範囲」については、有機溶剤と同様の規制が適用される。



（注）平成24年10月26日付け基発1026第6号、雇発1026第2号および平成25年8月27日付け基発0817第6号から作成

図5-2 エチルベンゼンまたは1,2-ジクロロプロパンに係る規制内容の概念図

適用法令 物質名	化学物質				公害				廃棄物	安全		危険物							
	P R T R 法	毒 物 劇 物 取 締 法	オ ゾ ン 層 保 護 法	高 圧 ガ ス 保 安 法	大 気 汚 染 防 止 法	水 質 汚 濁 防 止 法	下 水 道 法	悪 臭 防 止 法	土 壌 汚 染 対 策 法	廃 棄 物 処 理 法	フ ロ ン 回 収 破 壊 法	安 衛 法 特 化 則 有 機 則	鉛、四アルキル鉛則	一 類	二 類	三 類	四 類	五 類	六 類
(ア行)																			
亜鉛及びその化合物(水溶性)	1					○	○												
亜塩素酸塩類														○					
アクリルアミド	1	劇										2							
アクリル酸(10%超)	1	劇								○							2		
アクリロニトリル(アクリルニトリル)	1	劇		○						○		2					1		
アクロレイン	1	劇		○	○					○							1		
アスベスト	特1				○					○		2							
アセトアルデヒド	1			○				○		○							特		
アセトニトリル	1	劇								○							1		
アセトン										○		2					1		
アニリン	1	劇															3		
亜ヒ酸(三酸化ヒ素)		毒				○	○		○	○		2							
亜麻仁油																	植		
亜硫酸ガス					○							3							
アルキルアルミニウム																○			
アルキル水銀化合物	1	毒				○	○		○	○		2							
アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	1																4		
アルキルリチウム																○			
アルシン		毒		○		○	○		○										
アンモニア(10%超)		劇		○	○	○	○	○		○		3							
硫黄															○				
硫黄酸化物					○														
イソアミルアルコール										○		2					2		
イソ吉草酸								○											
イソバレルアルデヒド								○											
イソブチルアルデヒド								○											
イソプレン	1									○							特		
イソプロピルアルコール												2					アル		
一酸化炭素				○	○							3							
EPN	1	毒				○	○			○									
HCFC-22,124,141b,142b	1		○	○							○								
エタノールアミン(20%超)	1	劇															3		
エチルアルコール																	アル		
エチルエーテル										○		2					特		
エチルグリコール	1									○		2					2		
エチレン				○															
エチレンイミン	1									○		2					1		
エチレングリコール	1																3		
エチルグリコールアセテート										○		2					2		
エチレングリコールモノブチルエーテル										○		2					2		

注1) 大防法のVOC規制物質は、メタン及び法で規定するHCFCを除く揮発性有機化合物の全てが対象

物質名	適用法令	化学物質			公害				廃棄物		安全		危険物										
		P R T R 法	毒 物 劇 物 取 締 法	オ ゾ ン 層 保 護 法	高 圧 ガ ス 保 安 法	大 気 汚 染 防 止 法	水 質 汚 濁 防 止 法	下 水 道 法	悪 臭 防 止 法	土 壌 汚 染 対 策 法	廃 棄 物 処 理 法	フ ロ ン 回 収 破 壊 法	安 衛 法	有 機 則	特 化 則	鉛、四アルキル鉛則	一 類	二 類	三 類	四 類	五 類	六 類	
エチレングリコールモノメチルエーテル		1								○		2									2		
エチレンジアミン		1								○											2		
塩化エチル(クロロエタン)		1	劇		○																		
塩化第一水銀		1	劇				○	○		○	○		2										
塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)		特1			○								2										
塩化メチル(クロロメチル)(50%超)		1	劇		○																		
塩化メチレン(ジクロロメタン)		1					○	○		○	○		2										
塩酸(10%超)			劇							○			3										
塩素			劇		○	○							3										
塩素化ビフェニール(PCB)		1					○	○		○	○		1										
黄燐			毒			○												○					
オーラミン													2										
(カ行)																							
過塩素酸塩類																		○					
過酸化水素(6%超)			劇																				○
過酸化ナトリウム(5%超)			劇															○					
ガソリン										○											1		
カドミウム及びその化合物		特1				○	○	○		○	○		2										
過マンガン酸塩類		1					○	○					2					○					
カリウム			劇																	○			
カルシウム及びその化合物																				○			
ギ酸(90%超)			劇							○											2		
キシレン(純物質)		1	劇						○		○		2								2		
ギヤー油																					4		
金属粉																		○					
グリセリン																					3		
クレオソート油																					3		
クレゾール(5%超)		1	劇										2								3		
クロム		1																					
クロム酸及びその化合物(6価)		1	劇				○	○		○	○		2										○
クロロスルホン酸			劇			○				○													○
クロロピクリン(トリクロロニトロメタン)		1	劇																				
クロロベンゼン		1									○		2								2		
クロロホルム		1	劇										1										
クロロメチルメチルエーテル										○			2								1		
軽油							○	○		○											2		
ケイフッ化水素酸			劇			○	○	○		○													
ゲルマン			劇		○																		
五塩化アンチモン			劇																				
五塩化リン			毒			○	○	○															
五酸化バナジウム		1	劇										2										

注1) 大防法のVOC規制物質は、メタン及び法で規定するHCFCを除く揮発性有機化合物の全てが対象

適用法令 物質名	化学物質				公害				廃棄物		安全		危険物						
	P R T R 法	毒 物 劇 物 取 締 法	オ ゾ ン 層 保 護 法	高 圧 ガ ス 保 安 法	大 気 汚 染 防 止 法	水 質 汚 濁 防 止 法	下 水 道 法	悪 臭 防 止 法	土 壌 汚 染 対 策 法	廃 棄 物 処 理 法	フ ロ ン 回 収 破 壊 法	安 衛 法		消 防 法					
												有 機 則	特 化 則	鉛、四アルキル鉛則	一 類	二 類	三 類	四 類	五 類
コールタール												2					3		
コールタールナフサ(ソルベントナフサ)										○		3					2		
(サ行)																			
酢酸										○							2		
酢酸エチル(酢酸エチルエステル)		劇						○		○		2					1		
酢酸メチル										○		2					1		
酢酸アミル(酢酸ペンチル)										○		2					2		
酢酸ビニル	1									○							1		
酢酸ブチル										○		2					2		
酢酸イソブチル										○		2					1		
酢酸イソプロピル										○		2					1		
酸化プロピレン				○						○							特		
三塩化ホウ素	1	毒		○		○	○		○										
酸化エチレン(エチレンオキシド)	特1	劇		○															
酸化クロム(三酸化クロム)	1					○	○					2							
三フッ化ホウ素(フッ化ほう素)	1	毒		○		○	○		○										
三フッ化窒素(フッ化窒素)				○															
ジアニシジン												1							
シアン化合物	1	毒				○	○		○	○		2							
シアン化水素	1	毒		○	○	○	○		○	○		2					1		
四アルキル鉛化合物	1	毒			○	○	○		○	○		1	○				2		
CFC-11,12,113,114,115	1		○								○								
四塩化アセチレン(1,1,2,2-テトラクロロエタン)												1							
四塩化炭素	1	劇	○			○	○		○	○		1							
四塩化ケイ素(塩化ケイ素)				○															
1,4-ジオキサン	1									○		2					1		
シクロヘキサノール										○		2					2		
シクロヘキサノン										○		2					2		
1,2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)	1					○	○		○	○		1					1		
1,1-ジクロロエチレン						○	○		○	○									
シス-1,2-ジクロロエチレン	1					○	○		○	○		1							
3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノジフェニルメタン												2							
1,3-ジクロロプロペン	1					○	○		○	○							2		
3,3-ジクロロベンジジン	1											1							
シマジン	1					○	○		○	○									
N,N-ジメチルホルムアミド	1									○		2					2		
臭化メチル	1	劇		○								2							
重クロム酸塩	特1	劇				○	○		○	○		2		○					
臭素及びその化合物	1	劇			○														
重油						○	○										3		
硝酸(10%超)		劇								○		3							○

注1) 大防法のVOC規制物質は、メタン及び法で規定するHCFCを除く揮発性有機化合物の全てが対象

物質名	適用法令	化学物質		公害				廃棄物		安全		危険物									
		P R T R 法	毒 物 劇 物 取 締 法	オ ゾ ン 層 保 護 法	高 圧 ガ ス 保 安 法	大 気 汚 染 防 止 法	水 質 汚 濁 防 止 法	下 水 道 法	悪 臭 防 止 法	土 壌 汚 染 対 策 法	廃 棄 物 処 理 法	フ ロ ン 回 収 破 壊 法	安 衛 法		消 防 法						
													有 機 則	特 化 則	鉛、四アルキル鉛則	一 類	二 類	三 類	四 類	五 類	六 類
硝酸塩						○	○									○					
水酸化ナトリウム(5%超)		劇								○											
水酸化カリウム(5%超)		劇								○											
水銀及びその化合物	1	毒				○	○		○	○			2								
スチビン		劇		○																	
スチレンモノマー								○		○		2						2			
石油エーテル												3									
石油ベンジン												3									
セレン及びその化合物	1	毒			○	○	○		○	○											
セレン化水素	1	毒		○					○												
(タ行)																					
ダイオキシン類	特1				○	○	○			○											
炭化カルシウム(カーバイド)																	○				
炭酸ガス(二酸化炭素)				○																	
チウラム(テトラメチルチウラム)	1					○	○		○	○											
チオベンカルブ	1					○	○		○	○											
窒素酸化物					○																
鉄及びその化合物						○	○														
1,1,2,2-テトラクロロエタン	2											1									
テトラクロロエチレン(パークロロエチレン)	1				○	○	○		○	○		2									
テトラヒドロフラン										○		2						1			
テレピン油												3						植			
銅及びその化合物(水溶性)	1					○	○														
動植物油						○	○											動			
1,1,1-トリクロロエタン	1					○	○		○	○		2									
1,1,2-トリクロロエタン	1					○	○		○	○		2									
トリクロロエチレン	1				○	○	○		○	○		1									
トリクロロ酢酸		劇								○											
トリクロロベンゼン																		3			
トリニトロトルエン(TNT)	1																		○		
トリメチルアミン(40%超)		劇						○		○								1			
トリメチルアルミニウム																	○				
トリメチルガリウム																	○				
トリレンジイソシアネート(m-トリレンジイソシアネート)	1											2						3			
トルイジン	1	劇																3			
m-トルイレンジアミン	1	劇																			
トルエン(純物質)	1	劇						○		○		2						1			
(ナ行)																					
ナトリウム(金属)		劇																○			
α-ナフチルアミン												1									
鉛	1				○	○	○		○	○			○								

注1) 大防法のVOC規制物質は、メタン及び法で規定するHCFCを除く揮発性有機化合物の全てが対象

物質名	適用法令	化学物質				公害				廃棄物		安全		危険物								
		P R T R 法	毒 物 劇 物 取 締 法	オ ゾ ン 層 保 護 法	高 圧 ガ ス 保 安 法	大 気 汚 染 防 止 法	水 質 汚 濁 防 止 法	下 水 道 法	悪 臭 防 止 法	土 壌 汚 染 対 策 法	廃 棄 物 処 理 法	フ ロ ン 回 収 破 壊 法	安 衛 法		消 防 法							
													有 機 則	特 化 則	鉛、四アルキル鉛則	一 類	二 類	三 類	四 類	五 類	六 類	
鉛化合物		特1				○	○	○		○	○				○							
二酸化いおう					○	○								3								
二酸化セレン		1	毒			○	○	○		○	○											
二酸化窒素						○																
ニッケル(金属)		1																				
ニッケル化合物		特1																				
ニトログリコール		1												2							○	
ニトログリセリン		1																			○	
ニトロセルロース(コロジオン)																					○	
ニトロベンゼン		1	劇																	3		
二硫化炭素		1	劇		○	○					○		1							特		
ノニルフェノール		1																		3		
(ハ行)																						
パラアルデヒド											○										1	
ハロン-1211,1301		1		○																		
ピクリン酸		1	劇																		○	
ヒ素及びその無機化合物		特1	毒					○	○		○	○										
ヒドラジン(30%超)		1	劇																			
ヒドロキシルアミン			劇																			
ピリジン		1				○					○										1	
フェノール(5%超)		1	劇			○	○	○						3								
1-ブタノール(n-ブチルアルコール)											○		2								2	
2-ブタノール(s-ブチルアルコール)											○		2								2	
3-ブタノール(t-ブチルアルコール)											○										1	
ブチルアルデヒド										○	○										1	
フッ化ケイ素(四フッ化ケイ素)					○	○	○	○		○												
フッ化水素		1	毒		○	○	○	○		○				2								
フッ素及びフッ素化合物					○	○	○	○		○												
プロピオンアルデヒド										○												
プロピオン酸										○		○									2	
ヘキサン(n-ヘキサン)								○	○		○		2								1	
ベリリウム及びその化合物		特1												1								
ベンゼン		特1			○	○	○	○	○	○	○			2							1	
ベンゾイルパーオキサイド																					○	
ベンゾトリクロライド(ベンゾトリジン=トリクロリド)		特1												1							3	
ペンタクロロフェノール		1	劇											2								
ホウフッ化水素酸		1	劇					○	○		○	○										
ホスゲン		1	毒		○	○								3								
ホスフィン			毒		○	○																
ホルマリン(ホルムアルデヒド)(1%超)		特1	劇			○								2	3							

注1) 大防法のVOC規制物質は、メタン及び法で規定するHCFCを除く揮発性有機化合物の全てが対象

適用法令 物質名	化学物質				公害				廃棄物		安全			危険物							
	P R T R 法	毒 物 劇 物 取 締 法	オ ゾ ン 層 保 護 法	高 圧 ガ ス 保 安 法	大 気 汚 染 防 止 法	水 質 汚 濁 防 止 法	下 水 道 法	悪 臭 防 止 法	土 壌 汚 染 対 策 法	廃 棄 物 処 理 法	フ ロ ン 回 収 破 壊 法	安 衛 法	有 機 則	特 化 則	鉛、四アルキル鉛則	一 類	二 類	三 類	四 類	五 類	六 類
(マ行)																					
マンガン及びその化合物	1					○	○							2							
マンゼブ	1					○	○							2							
マンネブ	1					○	○							2							
無水クロム酸	特1	劇				○	○		○	○				2		○					
無水硫酸(三酸化硫黄)					○								2								
メタノール(純物質)		劇			○														アル		
メチルイソブチルケトン								○		○		2							1		
メチルエチルケトン		劇								○		2							1		
メチルエロー(p-ジメチルアミノアゾベンゼン)													2								
メチルシクロヘキサノール										○		2							2		
メチルシクロヘキサノン										○		2							2		
メチルシクロヘキササン										○									1		
メチルメルカプタン		毒		○	○			○													
モノシラン(水素化ケイ素)				○																	
(ヤ行)																					
有機リン化合物						○	○		○	○											
ヨウ化水素		劇																			
ヨウ化メチル		劇											2								
ヨウ素		劇																			
(ラ行)																					
酪酸(n-酪酸)								○											3		
硫化水素				○	○			○					2								
硫化リン		毒														○					
硫酸(10%超)		劇			○					○			3								
硫酸銅	1	劇				○	○														
硫酸ジメチル		劇											2						3		
六フッ化硫黄				○																	

注1) 大防法のVOC規制物質は、メタン及び法で規定するHCFCを除く揮発性有機化合物の全てが対象

注2) ・PRTR法…特1；特定第一種指定化学物質、1；第一種指定化学物質、2；第二種指定化学物質

・毒劇物取締法…毒；毒物、劇；劇物

・オゾン層保護法、高圧ガス保安法、悪臭防止法、土壌汚染対策法(○印)…法律の規制物質

・大気汚染防止法(○印)…ばい煙発生施設からの排出、又は有害大気汚染物質としての規制の対象

・水質汚濁防止法(○印)…特定施設からの排水の規制物質

・廃棄物処理法(○印)…特別管理産業廃棄物、又は有害廃棄物の規制の対象

・有機則…1；第一種有機溶剤、2；第二種有機溶剤、3；第三種有機溶剤

・特化則…1；第一類物質、2；第二類物質、3；第三類物質

・鉛、四アルキル鉛則(○印)；鉛中毒予防規則の規制対象の鉛、鉛化合物、又は四アルキル鉛

・消防法…○印；危険物の規制の対象、特；第四類特殊引火物、アル；第四類アルコール類、1；第四類第1石油類、

2；第四類第2石油類、3；第四類第3石油類、4；第四類第4石油類、動又は植；第四類動植物油類